

2024年3月1日

各教会・伝道所 主任担任教師・会計役員 様

日本キリスト教団北海教区  
総会議長 原 和人  
財務部委員長 島田 久美子

## 教団年度報告【C表】及び【D表】（北海教区版）の記入について (各様式が変わりました。必ず新様式で提出してください)

聖名を讃美いたします。

C表・D表記入に際しては、**教団作成「C表記入要領」**で科目内訳をご確認いただくとともに、誤解の多い点の処理のポイントを以下にまとめましたので、参考にしてください。

なお、作業がしやすいよう、C表・D表の様式も対外指定献金の自立連帯献金、地区宣教協力献金の部分を変更しましたので、必ず新様式を使用してくださいようお願いいたします。  
(教区ホームページに、A B C D表の「手書き用」と「Excel 入力用」の2種類を掲載しました。)

### 1 【D表】作成してから【C表】へ転記

D表は、C表の特に対外指定献金を記入しやすくするための、北海教区独自の集計表です。

(1) D表を先に記入（入力）し、D表の項目の合計額をC表の該当項目に転記してください。

C表とD表は（科目の番号と名称が）完全に一致します。特に、「8. 対外指定献金」のa、b、c、dの項目を、D表とC表で同じになっているか確認をお願いします。

(完全に一致していれば他の箇所にはほとんど間違いはなくなります。)

(2) 支出「※除排雪費用」欄は控除項目検討のため新設しており、C表への転記はありません。

#### **ポイント1** 自立連帯献金＝自立連帯資金の取扱い

教区予算の負担金は、教区運営資金（＝教区諸活動の財源）と、自立連帯資金（謝儀保障費を中心とする互助費の財源）に分類され、所定の計算方法により全体で分担しています。その計算過程でC表の「7. 経常収入計」を算定因子としており、教会が支出する自立連帯資金の財源確保方法により、そのままでは負担金計算において不公平が生じることになります。

これは、自立連帯資金を、経常外収入「8. 対外指定献金」の「自立連帯献金」として募っている教会と、経常収入の献金（主に月定献金）から拠出している教会があり、前者の場合にも教区への送金額と実際にささげられた額に差額が生じるため、C表の「7. 経常収入計」に自立連帯献金分が（一部または全部）含まれることが多いからです。

これによる負担金額への影響を解消するため、**C表収入では自立連帯資金（教区送金額）を経常外収入の「8. 対外指定献金」の「自立連帯献金」に統一**しています。

具体的には次のとおり処理してください。

#### ① 自立連帯献金を指定献金として別に募っている場合の、過不足の処理

【D表】経常外収入の「8. 対外指定献金 a」の内訳欄に、「指定献金として受けた額」と過不足額を「\*経常収入の差額調整額」に区分して記入し、aの小計を教区予算の自立連帯資金の配分額（＝納入額）に一致させます。これに対応する経常外支出は「18 負担金等」の「自立連帯資金」です。

【C表】：自立連帯献金が予算額（教区配分額）より少ない場合

不足額は経常収入から補填されるので、「\*経常収入の差額調整額」は**プラス**の金額となり、『※自立連帯献金差額調整』欄には同額を**マイナス**の値で記入します。

【C表】：自立連帯献金が予算額（教区配分額）より多い場合

超過額は経常収入として活用されるので、「\*経常収入の差額調整額」は**マイナス**の金額となり、『※自立連帯献金差額調整』欄には同額を**プラス**の値で記入します。

## ② 自立連帯献金を指定献金として別に募っていない場合の処理

【D表】経常外収入の「8. 対外指定献金 a」の内訳欄の、「\*経常収入の差額調整額」に教区予算の自立連帯資金の配分額（＝納入額）を記入します。

【C表】『\*自立連帯献金差額調整』欄には同額をマイナスの値で記入します。

### ポイント2 地区内宣教協力献金の取扱い

負担金配分計算においては、地区分担金・負担金とともに、地区活動として取り組む宣教協力献金を経常収入から控除しています。自立連帯献金の場合と同様、その財源確保方法による影響を避けるため、これを「8. 対外指定献金」の「c 地区内宣教協力献金等」として取扱いを統一しています。

地区ごとに名称等が異なりますので、種類ごとに名称を上書きして記入（入力）してください。

※ クリスマス献金等として地区内教会以外の教会・団体に献金した場合、「d その他献金」に記入（入力）してください。なお、例えば会堂建築支援金を 10 教会に献金した場合に 10 教会の名前は必要ありません。「会堂建築支援 10 教会 10 万円」というようにまとめてください。

## 2 教団年度報告【C表】記入についてお願い

- (1) 自教会の会堂建築事業など特別の目的をもってする献金は、別途特別会計もしくは臨時収入・支出で処理し、本会計には含めませんのでご注意ください。
- (2) 教団記載の「C表記入要領」により、科目内訳をご確認ください。以下は誤りの多い点です。
- (3) 収入「13. 積立金等から繰入」は、経常収入の不足を補うため他会計からの繰入金です。
- (4) 支出「6. 建物費」は、教会堂及び牧師館等の経常的な維持、修繕費、火災保険料、什器備品の購入及びレンタル料などです。経常的なものだけで、それ以外は特別会計を設けます。
- (5) 支出「10. 旅費研修費」は、教師・信徒が教会を代表して参加する会議・研修会の旅費・参加費等で、自動車関係費（ガソリン代、自動車保険等）、教会用図書費、教区総会登録費などです。
- (6) 支出「14. 隠退教師及遺族謝恩金」は、（教会独自の）名誉牧師への謝儀、隠退教師や遺族への謝恩金的な費用です。教団への「隠退教師 100 円献金」「謝恩日献金」は「13. 対外献金」に計上します。

## 3 C表下段の「臨時収入」「臨時支出」（臨時費）の項の使い方について

- (1) 特定年度のみが発生した収支を処理するものです。年度内に完結しない場合は、その金額（残額）で特別会計を作り積み立てます。残額を通常会計に繰り入れる場合は、経常外収入の「13. 積立金等から繰入」で処理してください。
- (2) 行事の場合、例えば記念式や牧師就任式に近隣の教会からご祝儀の献金がありますが、これは臨時収入として取り扱うことができます。収入の部に「・・・記念式の献金」とし、その総額を記入します。費用が祝儀献金だけでは足りずに通常会計から支出した場合は、経常外支出の「臨時費繰出」で支出して、臨時収入で受けます。その式の礼拝献金も臨時収入となります。

〔例〕牧師就任式や特別伝道集会など、教会会計から 15 万支出し、不足分 10 万円を募金した場合、その他当日献金が 3 万円あった場合

【C表・経常会計】経常外支出「23 臨時費繰出」15 万円

【臨時費収入の部】		【臨時費支出の部】	
教会会計から	15 万円	〇〇〇〇集会のため	28 万円
募金	10 万円		
献金	3 万円		（余剰金が出た場合は、経常会計からの繰出で調整）

注) 臨時収入・支出（臨時費）の欄を使わずに、総会決議により「特別会計」を設け、通常会計（臨時費）を全く通さない方法もあります（会堂建築など）。